

法政大学における PI 人件費支出制度において確保された財源の活用方針

「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について（令和 2 年 10 月 9 日付競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、法政大学の「PI 人件費支出制度」において確保された財源について、以下のとおり活用方針を定める。

1 目標

確保した財源については、本学および研究者双方の研究力の向上のため、研究者の処遇改善や、研究に集中できる環境整備を目的として、研究「人材」「資金」「環境」の機能の改善に活用する。

2 目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

- (1) 直接経費から人件費を支出した研究者への支援（研究者の処遇改善）
 - ・研究者への褒賞金（70%）
- (2) 所属する研究組織等の研究環境の改善および外部資金獲得に向けた支援
 - ・研究科・学部等への予算措置（30%）

※（ ）内は配分率

3 執行にあたる留意事項等

- (1) 直接経費の使途は研究費を獲得した PI が研究計画を遂行するために判断するものであり、本学が PI 人件費としての支出を強制するものではない。
- (2) 各配分機関による競争的研究費制度において、研究代表者等の人件費の支出について別の定めがある場合には、その定めに従う。
- (3) 研究力向上のための施策を実施し、研究者の処遇改善等に努めることとする。

以 上